

瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金 想定Q&A

No.	質問	回答
補助対象事業者について		
1	瀬戸市に倉庫があるが、対象になるか。	瀬戸市内に事業所があり、かつ事業を営んでいる事業者が対象となります。従業員が属しない倉庫は、対象になりません。
2	財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は対象になるか。	中小企業基本法に規定する会社又は個人が対象です。本規定に該当しないため、対象になりません。
3	個人の場合、会社の定款又はこれに類する書類の写しはどのようなものを指すのか。	直前の確定申告書の写しと事業内容がわかるものをご提出ください。
4	開業して間もないため、決算報告時期(又は確定申告時期)を迎えていないが対象となるか。	該当となります。この場合、開業届(税務署の受付印のあるもの)を確定申告書の代替書類として提出してください。
対象となる事業		
1	SNS、ブログ等のソーシャルメディアによるものでないこととはどのようなものを指すのか。	Facebook、インスタグラム、Google ビジネスプロフィール等の無償で開設でき、主に販売ではなく情報発信を目的としたサイトのことを指し、これらの新規アカウント取得による開設は、対象事業とはなりません。
2	対象となるECサイトはどのようなものを指すのか。	ウェブサイト上で商品の購入から決済までを完了できる電子商取引機能を有したネットショップ又はモール型ECサイトのことを言います。
3	ネットショップとはどのようなものを指すのか。	Shopify、BASE、STORES等の既存サービスを利用又はフルスクラッチ等によって自社ホームページに電子商取引機能を備えたもののことを指します
4	ECモールとは具体的にどのようなものを指すのか。	楽天、ヤフーショップ等の出店料等を支払うことにより商品、サービス等を掲載することができ、多数の事業者が出店しているもののことを言います。
5	メルカリ、ヤフオク等のオークションサイト等はECサイトとして認められるか。	主に中古品を取り扱うことを目的とするECサイトは対象外です。
6	ホットペッパー等への広告掲載はECサイトとして認められるか。	本事業におけるECサイトは、当該ウェブサイト上で商品の購入から決済までの電子商取引を行うことができる機能を有するものであることから、広告掲載や予約サイトへの掲載のみはECサイトとはなりません。当該補助事業のECサイトを宣伝するための広告掲載費は補助対象となります。
7	新たに作成するECサイトには決済機能を備えなければならないか。	本補助事業におけるECサイトは、単に取扱商品の掲載だけでなく、電子商取引機能を備える必要があります。
8	商品名や金額が分かる状態で、「電話やメール、FAX等のご注文を承ります。」と記載していれば、自社ホームページはECサイトとみなされるか。	電子商取引機能を有するものをECサイトとするため、この場合はECサイトとなりません。

対象となる経費		
9	システム構築費とはどのようなものを指すのか。	<p>電子商取引機能を有するシステム構築の際に必要な費用を指します。</p> <p>【対象となる経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E C サイト作成ソフトの購入費用や初期利用料 ・ E C サイト作成に係る外注費用 <p>【対象とならない経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月賦払いのもの
10	サービス利用料とはどのようなものを指すのか。	<p>ネットショップや E C モールの利用に際して必要となる費用を指します。なお継続的に必要となる月額利用料等は対象外です。</p> <p>【対象となる経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店に係る初期登録費用 <p>【対象とならない経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店に係る月額の利用料金や保守費用 ・ 販売に係るロイヤリティや決済手数料
11	ホームページ作成費とはどのようなものを指すのか。	<p>電子商取引機能を有しないホームページの作成に必要な費用を指します。</p> <p>【対象となる経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ作成ソフトの購入費用や初期利用料 ・ ホームページ作成に係る外注費用 <p>【対象とならない経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月賦払いのもの
12	広告宣伝費とはどのようなものを指すのか。	<p>本事業に関する広告媒体の掲載等にかかる費用を指します。</p> <p>【対象となる経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業を P R するための広告掲載料 <p>【対象とならない経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業以外の会社全体に係る P R 広告等の費用 ・ 補助事業実施期間内に使用・掲載されないものに係る費用 ・ 展示会の出展に係る費用
13	販売促進費とはどのようなものを指すのか。	<p>本事業の販売促進に必要な費用を指します。</p> <p>【対象となる経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E C サイトに掲載する写真や動画撮影の外注費用 ・ デザインやコンサルティング等の外注費用 <p>【対象とならない経費例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業に係るもの以外の外注費用
14	自社ホームページの改修はどのような場合が該当となるのか。	<p>新たにネットショップの作成又は E C モールへ出店したうえで、既存の自社ホームページがある場合、その改修に係るホームページ作成費が該当し、改修費用の補助上限は 3 万円となります。(参考「 E C サイト活用補助金 対象事業と補助上限」参照)</p> <p>なお、電子商取引機能がない自社ホームページを改修した場合、本補助事業で作成した E C サイトへリンクがされていることが必要です。</p>

No.	質問	回答
15	既存の自社ホームページに電子商取引機能がなく、新たに機能を追加することは新規作成か改修のどちらになるか。	新規作成となります。
16	小規模事業者持続化補助金など他の補助事業との併用は可能か。	同一事業は対象外です。
17	ホームページ作成等に必要となるパソコンなどは対象になるか。	物品購入費用は対象となりません。
交付申請額		
1	根拠書類は必要か。	必要です。見積書や積算根拠となる明細等を合わせて提出してください。
2	見積書を取得せず、インターネット等で調べた額を根拠としているが、その場合は何を提出すればいいか。	交付申請後に額の修正はできないため、見積書の取得を推奨します。見積書が取得できない場合は、根拠とした額が分かる書類を提出してください。
3	金額は税込みか、税抜きか。	税抜き金額です。 税抜き金額の表示がない場合は、税込み金額を1.1で除した額（小数点以下切り捨て）を記載ください。
4	実績報告額が交付申請額を上回った場合や下回った場合はどうなるか。	上回った場合は、交付申請額が上限になります。なお、下回った場合は実際に支払った額に補助率を乗じた額を交付します。
5	ひとつの領収書に補助対象でないものが混在しているが、対象になるか。	私的経費と合わせて購入した場合は、対象になりません。他の事業用経費と合わせて購入し、補助対象経費が領収書等の額の一部である場合は、該当の内容及び金額に印をつけ、補助対象額を明記してください。
経費支払い		
1	補助対象経費の支払いは銀行振込払いのみか。	原則、銀行振込で行ってください。 1取引10万円超（税抜き）の現金払い、手形、小切手等による支払いは認められません。
2	ポイントで支払いした分は対象となるか。	ポイント支払い分は対象外です。その際の補助対象経費の計算については以下のとおりです。 (1) 消費税額計算前の本体価格（税抜）から一部ポイント払いされる場合 例) 50,000 円（税抜） △5,000 円※ポイント払い 45,000 円←【補助対象経費】 (2) 消費税額計算後の消費税込み額から一部ポイント払いされる場合 例) 55,000 円（税込） △5,000 円※ポイント払い 50,000 円（税込）÷1.1＝ 45,455 円（税抜）←【補助対象経費】
確定申告書（個人の場合）		
1	確定申告書はどれを提出すればよいか。	收受印のある確定申告書B第一表をご提出ください。
2	收受日付印がないがどうすればいいか。	電子申告の場合は、受付日付が印字されている確定申告書B第一表を提出いただくか、受信通知を添付してください。または、「納税証明書（その2所得金額用）」をかわりに提出してください。

3	控えを失くしたが、どうすればいいか。	同上
---	--------------------	----